

導入促進基本計画

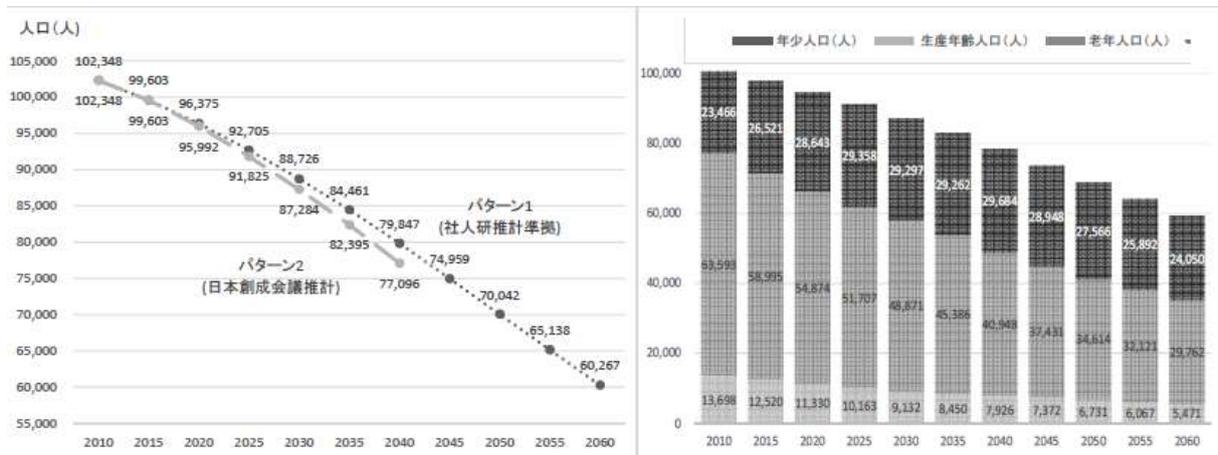
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①鹿沼市の人口構造

国勢調査によると、本市の人口は、平成 12 年の 104,764 人をピークに減少が始まり、平成 27 年で 99,336 人となっている。年齢階層別で見ると、老年人口（65 歳以上）は 27.2%、年少人口（0 歳以上 15 歳未満）は 12.4%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 60.4%であるが、老年人口の割合が増加する一方、年少人口・生産年齢人口は減少しており、少子高齢社会が着実に進行している。今後もこの傾向は継続すると見込まれており、本市の「人口ビジョン」によると、平成 72 年には総人口が約 6 万 9 千人、生産年齢人口割合は 51%、老年人口割合 35%となる見込みである。労働力の減少が危惧される中で、本市における産業振興の観点から、生産性の向上は喫緊かつ非常に重要な課題である。

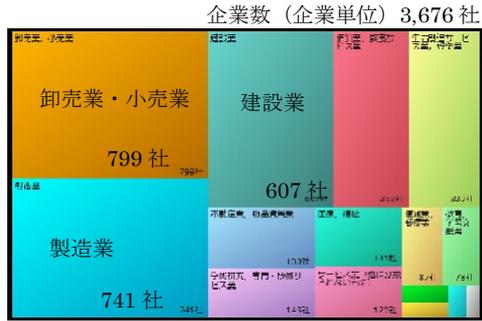
鹿沼市総合戦略（改訂版）



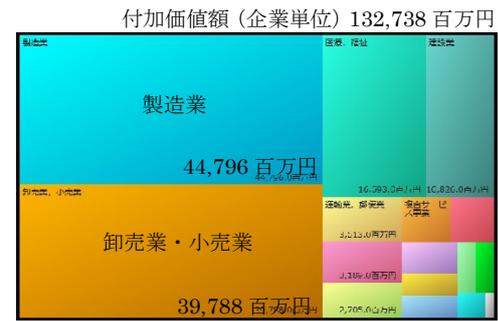
②鹿沼市の産業構造及び中小企業者の実態等

本市は一次産業・二次産業・三次産業から構成され、幅広い産業構造を有しており、平成 26 年度経済センサス活動調査では市内企業数は 3,676 社であり、業種別で見ると特に卸売・小売業（799 社）・製造業（741 社）・建設業（607 社）が多く立地している。企業規模では、市内企業の 95%が従業員数 30 人未満の中小・小規模事業者であり（鹿沼市総合計画より）、製造業への従事者が全体の約 40%を占めている。また、付加価値額においても製造業が市全体の約 34%を占めており、本市の基幹産業となっている。

企業数（企業単位）大分類



付加価値額（企業単位）大分類



本市の基幹産業である製造業については、家具・装備品製造業及び金属製品製造業が多く、両産業ともに大手メーカーの現地生産・現地販売（生産拠点の海外移転）に伴う影響を大きく受けた。特に家具装備品製造業においては、国内大手量販メーカーの海外生産への移行や外資系家具量販店の参入による影響が大きく、数年前に比して大きく事業所数が減少しているところである。一方で、金属製品製造業においては近年の自動車産業の好調により、順調に利益を伸ばしているところではあるが、自動車のEV化に伴う部品点数の減少から、将来的には発注量が減少する旨を既にメーカーサイドから通達されており、将来的な不安が広がってきているところである。

そのような中、本市製造業においては、経営者の事業承継が徐々に進んでおり、既存技術を新たな分野へ活かしていくため、大手企業のオープンイノベーションへの取組へ挑戦やIoT・AIに着目し生産性の向上・付加価値の増加を狙う企業・コスト競争になっている国内の家具量販分野から脱却し、日本古来の文化や伝統に興味をいさぐ海外市場へ向けた取り組みを行う若手経営者が台頭してきている。

③鹿沼市の産業支援

本市では第7次総合計画にて産業の振興を主要施策として位置づけ、以下3事業を実施。

ア. 雇用の創出と働く環境づくり

産業基盤の整備や企業誘致等により、企業を定着させ安定した雇用を創出。合わせて民間事業者、ハローワーク等の関係機関と連携し、求職者と求人者のマッチングを図り、求職者・企業の希望する就職・雇用ができる体制を整備。

イ. 地域産業の振興

中小・小規模事業者の課題やニーズを把握し製品開発や販路開拓・知財の出願支援等きめ細やかな支援を実施し、事業者が安定した経済活動を行えるよう環境を整備。製品出荷額の増加を目指す。

ウ. 戦略的商業の振興

生産、流通、販売、雇用等の視点から戦略を立て、民間事業者を含めた組織横断的に事業を推進し地域経済の活性化を図る。また、本市の立地・産業を活かした農商工連携・6次化の事業化体制を整備し新たな地域ブランドの構築及び地域商業の振興を図る。

第7次鹿沼市総合計画（2017～2021）



④産業支援計画等

ア. 鹿沼市総合戦略（平成27年度10月策定）

鹿沼市総合計画推進のため、以下戦略を展開。

i. 産業の振興と安定した雇用の創出

- ・ 産業の振興
- ・ 雇用の創出と企業・創業支援

〈数値目標〉

就業率：58%（平成22年）→60%（平成31年）

市内総生産額：348.015 百万円（平成24年度）

→365.415 百万円（平成31年度）

ii. 基本的方向

〈産業の振興〉

- ・ 本市の産業の特徴や課題を調査分析し、活性化につなげることにより、魅力ある地域産業を創造し、地域の特性を生かした雇用へつなげる。
- ・ クールジャパンに対応した鹿沼産品の外国へのPRと輸出を進める。

〈雇用の創出と企業・創業支援〉

- ・ 地域の雇用を確保するため、若者や女性の活躍する場を創出する。
- ・ 「鹿沼市創業支援ネットワーク」を活用し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、適切な創業支援を行う。
- ・ 産業界、行政機関、教育機関、金融機関等と連携して事業を推進する。

総合計画との整合性・時勢の変化に合わせ見直し改定を実施（平成29年度11月改訂）。

イ 中小企業振興条例（平成 30 年 4 月 1 日施行）

市の責務等を明らかにし、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することで、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的に施行。

（2）目標

本市の全産業における労働生産性は 4,271 千円（2012 年）で、栃木県平均の 3,708 千円を上回り県内では比較的高い労働生産性を保っているが、現状では全国平均の 4,574 千円には到達できていない。そのため生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、法律の施行期間である 3 年間で本市の労働生産性を全国平均にまで押し上げ、宇都宮経済圏において中核を成す都市として更に経済発展していくため、事業者の付加価値拡大へつながる事業展開を多方面から支援する。

これを実現するため、本市としては計画期間中で 52 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。



（3）労働生産性に関する目標

事業者の受注拡大や業務効率化等による付加価値額の向上へつながる設備導入について、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものを言う。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市においては前述の通り、幅広い産業及び事業を有す。市内事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入の促進の目標とした、事業者の労働生産性向上が年平均3%以上を達成し、本市に立地する事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって先端設備等の導入の促進の目標とした、事業者の労働生産性向上が年平均3%以上を達成し、本市に立地する事業者の生産性向上を実現する観点から、本事業において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、設備導入、生産管理、IT導入によるネットワーク化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。